

令和2年度第5回全国健康保険協会京都支部評議会 議事録

- 開催日時 : 令和3年1月13～19日(書面開催)
- 出席評議員 : 朝田評議員、石橋評議員、大杉評議員、桂評議員、
鈴木評議員、高橋評議員、田中評議員、中塚評議員、
余田評議員(※五十音順)
- 事務局 : 守殿支部長、古田企画総務部長、仲野業務部長、
徳永グループ長、内田グループ長、浦崎グループ長、
堀グループ長、山手グループ長補佐、浴畑主任
- 議題 : 1. 令和3年度都道府県単位保険料率について
2. 令和3年度京都支部事業計画及び支部保険者機能強化
予算について

議事概要

【議事】

上記議題について書面審議を行った。評議員からの質問・意見及びそれらに対する事務局からの回答は以下のとおり。

1. 令和3年度都道府県単位保険料率について

《主な質問》

【学識経験者】

平成29年12月の理事長発言はコロナ禍以前のものであり、先月の運営委員会以降に2回目の緊急事態宣言が出されているが、社会・経済情勢への影響はどのように見込んでいくのか。

(事務局)

令和2年9月の5年収支見通しでは、リーマンショック時の協会けんぽの適用情報の動向と直近の保険給付費の動向を基にした試算をコロナケースとしてお示ししたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大による社会経済情勢の悪化により、今年度に入ってから被保険者数の伸びが鈍化するとともに、保険料の納付猶予額がR2.11.1時点で1,595億円に達するなど、先の見通せない厳しい状況であり、協会の財政の悪化が見込まれる状況です。引き続き、直近の実績を反映させながらコロナケースとして、社会経済情勢を注視し収支見直しを行ってまいります。

【被保険者代表】

京都支部の保険料率の試算は、京都のコロナ感染者数があまり高くないとき

に出されているが、現在は、緊急事態宣言が発令され、死亡率も上がってきている。京都は宣言下に入り観光経済もこれから大変な一年となる中で、このような状態は考慮されないのか。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業所に対する支援措置としては、現状の保険料納付猶予と特例随時改定（令和3年3月まで延長）による対応がされているところです。

《主な意見》

【学識経験者】

仕方がないこととは言え、これまで「できるだけ保険料率を上げないように」という要望が事業主代表の方からあった。説明を尽くす必要がある。

【学識経験者】

インセンティブ制度で22位に入っていない点も、健康保険料率には影響しなかったという点は残念だが、結局医療給付費と総報酬額とのバランスなのでやむを得ないと思う。

【学識経験者】

今回のコロナ禍が我が国の社会・経済に中長期的に及ぼす影響は非常に大きく、特に、協会に加入する中小零細事業者に与えるダメージは計り知れないものがある。

こうした情勢下、法定準備を超える準備金を有する中、保険料率の引き上げは事業者・加入者の理解を得ることは難しい。

「中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考える」とするなら、今こそ、百年に数回とも言われるこの危機を正面に捉え、保険料率の維持または引き下げを検討すべきと考える。

協会の保険財政が赤字構造であることに加えてのコロナ禍であり、国民皆保険制度を維持するという視点、中小零細事業者の支援という視点に立ち、政府による財政支援を強く要望する必要があると考える。

【事業主代表】

コロナ禍において、保険料を下げることはやめたほうが良いと考える。本来に医療を受けないといけない人が、適切に医療を受けられるような配慮が必要であり、そのために保険料を上げる必要があるのであればやむを得ないと考える。

一方で、納付ができない事業者も増加すると思われる。

【事業主代表】

令和3年度京都支部健康保険料率が10.06%となることを支持する。

【事業主代表】

京都支部の令和3年度健康保険料率が10.06%となることは、やむを得ないと考える。

【被保険者代表】

コロナ感染2年目にあたり、終わりが見えないこの状況の中での数字は、本当にあてになるのか。通常の数値は当てはまら思えない。

京都支部の健康保険料率は、現行の10.03%のままならともかく、+0.03%上昇はコロナ感染で多くの企業が苦しんでおり、倒産する企業も今年から増えるともいわれている中で、企業側も従業員側にもとてもつらい事だと思われる。

【被保険者代表】

コロナ禍において厳しい就労状況が続く中、準備金残高は増えており、保険料引き下げに対する一定の期待感はあると思われる。しかしながら、中長期的に見れば、決して楽観視できる財政見直しにある訳ではなくむしろ厳しい状況にある。

そのため、健康保険料率については、引き上げが0.03%であること、コロナ禍で保険料猶予等の措置を実施している事などを勘案すれば、やむなしと判断する。

ただし、国への要望や対外的な説明は、これまで以上に実施していくべき。

【被保険者代表】

全国平均保険料率10%維持のうえで京都支部においては、現在より0.03%上昇とのことですが、療養給付の増加、令和元年度の収支差の精算等から致し方ないと思う。

2. 令和3年度京都支部事業計画及び支部保険者機能強化予算について

《主な質問》

【学識経験者】

事業計画の「健全な財政運営」の中で、経済情勢の悪化による協会財政への影響等をどのように見込んでいるか。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症の影響拡大による社会経済情勢の悪化により、今

年度に入ってから被保険者数の伸びが鈍化するとともに、保険料の納付猶予額が R2.11.1 時点で 1,595 億円に達するなど、先の見通せない厳しい状況であり、協会財政の悪化が見込まれる状況です。先の見通せない中、引き続き、社会経済情勢を注視してまいります。

【被保険者代表】

基盤的保険者機能関係の「1.②サービス水準の向上」について、「郵送による申請を促進する」とある。必要な添付資料の関係もあるかもしれないが、今日的にはオンラインやWEBの活用などの対応も模索していくべきではないかと思われる。

(事務局)

オンラインやWEBの活用につきまして、協会けんぽにおいては、WEBでの申請方法として「電子申請」を実施しておりましたが、申請件数が少なく、システム管理にかかる費用対効果の観点から、現在受付を停止しております。

コロナ禍における職員と加入者、加入者同士の感染防止の観点から、対面による手続き以外の方法として、ご意見を踏まえて今一度、WEBでの申請に対する考え方を見直す必要もあると考えます。

【被保険者代表】

支部保険者機能強化予算について前回と比較してどれくらい増額（減額）となったのか。

(事務局)

調整を行った結果、総額 339,000 円減少しました。

《主な意見》

【学識経験者】

事業計画（予算含む）の各事業は多岐にわたりKPIで成果管理されているが、ヘルスリテラシーの要素をもっと織り込んでどうか。健康意識や健診・受診姿勢の変容を促す効果の高い事業に集中投資することも必要と考える。

(事務局)

ヘルスリテラシーの向上に関しては、第5期保険者機能強化アクションプランに基づき、事業主や関係団体等と連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化とともに、若年期からの健康教育や健康リスクを包括的に捉えた重症化予防の実施などに取り組んでいくこととしています。

【被保険者代表】

令和3年度事業計画の「3.組織・運営体制」の「②職員の健康確保対策」について、とりわけ緊急事態宣言下においては、時差出勤や在宅勤務についても、可能な限り検討していただきたい。

(事務局)

現在の対策としましては、レセプト点検員の在宅勤務(1/2出勤)に加えて、時差出勤を導入しているところです。

緊急事態宣言を受けて、1月18日(月)以降、宣言期間中は支部に出勤するレセプト点検員以外の職員を交代制の出勤(週1日自宅待機=4/5出勤)として、感染防止の観点から一部の職員が常時出勤とならないようにしています。

- ・書面審議の結果、京都支部事業計画及び支部保険者機能強化予算について、承諾をいただく。

令和2年度第5回京都支部評議会終了。

以上